

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	10-1
法令名	児童福祉法	根拠条項	法第19条の2 法第6条の2第1項、第2項 省令 (告示第475号)	
許認可等	小児慢性特定疾病医療費の支給認定			
<p>(根拠規定)</p> <p>[小児慢性特定疾病医療費の支給]</p> <p>第十九条の二 都道府県は、次条第三項に規定する医療費支給認定 (以下この条において「医療費支給認定」という。)に係る小児慢性特定疾病児童等が、次条第六項に規定する医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医療機関 (同条第五項の規定により定められたものに限る。) から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援 (以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。) を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該小児慢性特定疾病児童等に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者 (次項において「医療費支給認定保護者」という。) に対し、当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。</p> <p>[小児慢性特定疾病医療支援等の定義]</p> <p>第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者 (以下「児童等」という。) が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。</p> <p>2 この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関 (以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。) に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等 (政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。) であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療 (当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。) をいう。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>[厚生労働省告示第475号]</p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度</p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。</p> <p>(第一表から第十四表 省略)</p> <p>(その他)</p>				